

濃厚接触者の待機期間短縮の取扱い

待機期間		7日間 (※オミクロン株の場合、それ以外では10日)								
濃厚接触者の職業等		陽性者と最後に接触した日からの日数※1								
		0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日～
1	・医療従事者、 <u>介護従事者</u> 、 <u>障がい者支援施設等従事者</u> ・ <u>保育園、幼稚園、学校等の職員</u>	・毎日の業務前検査で陰性を確認すること※2で業務に従事可能 対象職種の追加あり				解除(業務従事部分のみ) ※3				待機解除 (オミクロン株に限る)
2	社会機能維持者 (上記1を除く) 	待 機				・検査で陰性を確認すること※4により5日目から待機解除※5 3 その他一般にも適用を拡大				
3	その他一般 					今回見直し				

※1 ただし、同一世帯内で発生した場合においては、陽性者の発症日(無症状病原体保有者の場合は検体採取日)又は当該陽性者の発症により住居内でマスク着用や消毒などの感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目とする(別紙3参照)。

※2 毎日の業務前に、PCR検査、抗原定量検査又は抗原定性検査により陰性を確認すること。

※3 不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けること。

※4 5日目のPCR検査又は抗原定量検査、あるいは4日目と5日目の抗原定性検査により陰性を確認すること。

※5 7日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認を行うほか、高齢者、基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化するリスクの高い方が多数いる場所への訪問及び接触を避けること、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を行っていただくようお願いします。